

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	不正手段による許可等の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、偽りその他不正な手段により法第 8 条第 1 項本文 (宅地造成に関する工事の許可) 若しくは法第 12 条第 1 項 (宅地造成に関する工事の許可の変更許可) の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	宅地工事施行停止、防災措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 2 項 宅地造成等規制法施行令第 6 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、法第 8 条第 1 項若しくは法第 12 条第 1 項の規定に違反し宅地造成に関する工事の許可若しくは宅地造成に関する工事の許可の変更許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は施行令第 6 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条に規定する技術上の基準に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	宅地使用禁止、防災措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 3 項 宅地造成等規制法施行令第 6 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、法第 8 条第 1 項若しくは法第 12 条第 1 項の規定に違反し宅地造成に関する工事の許可若しくは宅地造成に関する工事の許可の変更許可を受けずに宅地造成に関する工事が施行された宅地又は法第 13 条第 1 項の規定に違反して工事完了の検査を受けず、若しくは当該検査の結果工事が施行令第 6 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条に規定する技術上の基準に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	工事施行の緊急停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 4 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 14 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、法第 14 条第 2 項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わずに、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	擁壁等の設置、地形改良工事命令 (宅地造成工事規制区域内)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 17 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 17 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	原因者に対する工事施行命令 (宅地造成工事規制区域内)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 17 条第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 17 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者 (以下「宅地所有者等」という。) 以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によって当該災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者 (その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。) に擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、町長は、その行為をした者に対して、当該工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	擁壁等の設置、地形改良工事命令 (造成宅地防災区域内)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 22 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 20 条第 1 項、第 22 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、当該災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	原因者に対する工事施行命令 (造成宅地防災区域内)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 22 条第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 20 条第 1 項、第 22 条第 1 項・第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>造成宅地防災区域内の造成宅地で、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、当該災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者 (以下「造成宅地所有者等」という。) 以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によって当該災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者 (その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。) に擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、町長は、その行為をした者に対して、当該工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日